

【居宅介護支援重要事項説明書】

1 事業の概要

事業所の名称等

法人名	社会福祉法人 大衡村社会福祉協議会
法人所在地	宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地
事業所名	大衡村社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
事業所所在地	宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地
指定番号	0472700525
連絡先	電話 022-345-6631 FAX 022-345-6656 *時間外・緊急時・祝日など：090-7932-7767
営業日	月曜から金曜日まで。ただし国民の祝日・12月29日から1月3日を除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分 (ただし、上記*印の電話対応は365日対応可)
サービス提供地域	① 大衡村 ② 大和町 ③ 大郷町 ④ 富谷市
苦情受付窓口	大衡村社会福祉協議会

(2) 職員の職種、人員、及び勤務内容

- 1 管理者 2名 (常勤、介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 4名 (常勤職員4名 (内2名は管理者と兼務))
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成及び在宅介護に関する相談及び指導に当たるものとする。

2 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

介護保険法の理念に基づき、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(2) 運営の方針

- ① 本事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努めるものとする。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスや事業者

の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮して行う。

- ③ 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定の事業所に偏ることがないように、公正中立に行う。
- ④ 事業の運営にあたっては、市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等の連携に努めるものとする。
- ⑤ 利用者の介護認定等にかかわる申請に対して、利用者の意志を踏まえその支援を行う。また、要介護認定が行われているか否かを確認し、その支援も行う。

3 居宅介護支援の提供方法・内容

事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき問題を把握します。
- ③ 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ます。
- ④ 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望ならびに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑤ 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この号において「担当者」といいます。）を召集して行う会議をいいます。以下同じ）の開催、又は担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。
- ⑥ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。
- ⑦ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ⑧ 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

- ⑨介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行います。
- ⑩介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」といいます。）の意見を求めます。
- ⑪介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行います。
- ⑫介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含みます。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成します。
- ⑬介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあつては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにします。
- ⑭介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあつては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めます。

指定居宅介護支援の提供にあつては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

4 利用料金

居宅サービス計画の作成は、原則として介護保険から負担されますので、利用者の負担はありません。ただし、通常の事業実施地域以外の利用者の場合は訪問にかかる交通費については、当事業者の規程により、支払いを受けます。

5 秘密保持

事業者及び事業者の従事員は、正当な理由がない限り、利用者に対する居宅サービスの提供にあつて知り得た利用者又は利用者の家族の秘密は漏らしません。

事業者は、事業者の従事員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことが無いよう必要な措置を講じます。

事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報は用いません。

6 苦情解決について

(1) 苦情受付（事業所）

当事業所に対する苦情や、ご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 齊藤 秀 和（苦情解決責任者）
関内 恵理子（受付担当者）
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15
- 電話番号 022-345-6631／022-345-6656
- FAX番号 022-345-6656

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。お客様は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

氏 名	住 所	連絡先 電話番号・有線番号
曾根 恵子	大衡村大衡字塩浪3-44	自宅 344 - 2221
中川さき子	大衡村大瓜字八幡36	自宅 345 - 0714

(3) 行政機関その他苦情受付機関

お住まいの行政機関及び宮城県国民健康保険団体連合会においても苦情の申し出ができます。

宮城県国民健康保険団体 連合会 (介護保険課苦情相談窓口)	所 在 地：仙台市青葉区上杉1-2-3 電 話 番 号：022-222-7700 F A X 番 号：022-222-7260 受付日・時間：月曜日～金曜日 9：00～16：00 但し、祝祭日・12月29日～1月2日を除く。
-------------------------------------	--

7 事故発生時の対応

東京海上日動火災保険株式会社の超ビジネス保険に加入し、業務中の事故発生時には迅速に対応します。

8 緊急時の対応方法

急変等で救急を必要と判断した場合は、利用者の家族に連絡し、家族の指示に従います。
状況により必要と判断した場合は家族に了解を得た後、主治医に連絡し指示を仰ぎます。

連絡 先	連絡順位	氏名	住所	電話番号	備考
	第一				
	第二				
	主治医				

9 サービス担当者会議等に使用する個人情報の利用範囲

(1) 使用する対象者

使用者の主治の医師

サービス提供を行う事業者の担当者

(2) 使用する個人情報

認定調査票（基本調査 79 項目及び特記事項）、主治医意見書、要介護認定認定結果
その他要介護認定に関わる必要最小限の情報、氏名、住所、健康状態、病歴、家族
状況その他居宅介護支援に関わる必要最小限の情報

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地
名称 大衡村社会福祉協議会居宅介護支援事業所

代表者名 所長 武田 弘子 印

説明者 所 属 大衡村社会福祉協議会居宅介護支援事業所

氏 名 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 印

(署名代行者) 住 所

氏 名 印